

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの約〇年間、トンネル工事や橋梁基礎立坑の坑夫として、粉じん作業に従事していた。

被災者は、A所在のB会社を元請とするC会社を最終事業場として、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理3ロ、PR4A、F一、療養否」と決定され、その後、合併症続発性気管支炎と診断され、平成〇年〇月〇日を症状確認日として、労働者災害補償保険により療養を続けていたところ、平成〇年〇月〇日、入院先のD病院で死亡した。

死亡診断書によれば、直接死因として「続発性気胸」、直接死因の原因として「肺膿瘍」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等として「じん肺、慢性関節リウマチ」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれ

を棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の直接の死亡原因については、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書に鑑み、当審査会としても、「続発性気胸」であると判断する。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者に発症した続発性気胸はじん肺に起因したものであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(3) 被災者のじん肺及びその合併症である続発性気管支炎の状態は、決定書理由に説示のとおりであるところ、当審査会としても、被災者の平成〇年から平成〇年までの胸部X線像、喀痰の量・性状及び肺機能検査等の推移に鑑みると、この間、胸部X線上、大陰影はなく、一貫して第3型で経過し、喀痰の量及び性状もほぼ一定しており、肺機能も一貫して良好な水準を維持しているものと判断する。

(4) 被災者の続発性気胸とじん肺との関係について、本件における医学的見解をみると、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書及び平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の両上葉に大陰影があり線維化が強いと所見した上で、正常に成立した肺膿瘍の破綻とはメカニズムが異なり、線維化が強い大陰影を

包含して成立した肺膿瘍が破綻して気胸となったものである旨述べているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見聴取書及び同日付け面談聴取書並びに平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者には画像上、大陰影や肺の線維化は認められず、被災者に発症した蜂窩織炎とそれに伴う右母趾壊疽の治療において使用したステロイドによる免疫力の低下とリウマトレックス等の副作用等により血流性の多発性膿瘍を発症したものと考えられ、じん肺の続発性気胸とは考え難く、肺膿瘍による肺実質の壊疽により生じた気胸と考えられる旨述べている。

この点、G病院の診療録によれば、被災者の右母趾の壊疽は蜂窩織炎によると診断され、壊疽組織の全部除去と抗生物質の投与が行われていたこと、また、慢性関節リウマチに対してプレドニン最高量55mg/日と高用量の副腎皮質ホルモン剤が投与されていたことが認められるところから薬剤による副作用として、易感染性が強く示唆されることに加え、被災者が免疫機能の加齢による低下が考えられる〇歳という高齢であったことを併せ考慮すれば、被災者は感染症を引き起こし易い状態にあったと考えられる。そして、上記(3)のとおり、被災者のじん肺は著明な変化がなく安定的に推移し、著しい肺機能障害も認められないことに鑑みると、上記F医師の見解は妥当であると思料する。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者の気胸は、医学的にみて、上記蜂窩織炎、リウマチ治療に使用した薬剤の副作用等により発症した肺膿瘍に起因して生じたものとみるのが相当であり、被災者に発症し死亡原因となった気胸と被災者のじん肺等との間に医学的因果関係は認められないと判断する。

(5) 請求人らの主張及び一件記録について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。